

「持続的観光マスタープランモデル事業（周辺地域計画誘導モデル）」に係る 企画提案応募要領

1 趣旨

世界自然遺産推薦地「沖縄島北部及び西表島」においては、遺産登録を契機とした観光客の大幅な増加によるオーバーユースの懸念や、平成30年の国際自然保護連合（IUCN）からの勧告を受けて、各地域の実情に沿った持続可能な観光管理を実施するため、令和元年度にそれぞれの地域において「持続的観光マスタープラン」が策定された。

本業務は、ユネスコの持続可能な観光原則を基に策定した各地域の「持続的観光マスタープラン」の方針に基づき、世界自然遺産推薦地における適切な観光管理の実施を推進することを主な目的とする。

については、本業務を遂行する上で、本県の自然環境に関する専門的かつ最新の知見と高度な技術力、関係機関との調整力等を有するコンサルタント等の専門機関を対象とした企画提案を募集し、沖縄県に設置した業者選定委員会において審査を行い、委託業者を選定する。

2 委託業務の内容

(1) 業務名 : 「持続的観光マスタープランモデル事業（周辺地域計画誘導モデル）」

(2) 事業期間 : 令和2年度～令和3年度

ただし、令和3年度の委託業務については、前年度の実績をもとに判断する。また、国の予算措置及び補助金の交付を前提としており、2年間の事業を保障するものではない。

令和2年度の履行期間は、契約締結の日から令和3年3月26日までとする。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者であること。
- (3) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税に未納がないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 実施要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (6) 今回の委託に際して、専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 過去5年間に、沖縄県内において、国、県若しくは市町村が発注した自然

環境に関する専門的な調査分析や計画、構想、指針等の策定業務実績があること。

(8) 沖縄県内に主たる事業所を有すること。

(9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(6)、(7)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体を代表する事業所は、(8)の要件を満たすものであること。

オ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。

カ 共同企業体を構成する事業者間には、資本の提携がないこと。

4 主催者及び連絡先

(1) 主催者 : 沖縄県

(2) 連絡先 : 沖縄県環境部自然保護課 世界自然遺産推進室 担当: 中村
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL: 098-866-2243 FAX: 098-866-2855

E-mail: aa039004@pref.okinawa.lg.jp

5 応募手続

(1) 応募要領等の配布: 沖縄県公式ホームページへの掲載

ア 掲載期間 令和2年6月1日(月)～令和2年6月8日(月)

イ 掲載場所 沖縄県公式WEBサイト「公募・入札」
又は「沖縄県自然保護課」サイト

(2) 応募申請書の提出

ア 提出期間 令和2年6月1日(月)～令和2年6月8日(月)

※令和2年6月8日(月)午後5時までに自然保護課に要必着

イ 提出場所 沖縄県環境部自然保護課 世界自然遺産推進室

ウ 提出物 ①単独応募は「応募様式1号」

②共同企業体は「応募様式2号」

※共同企業体での参加の場合、代表する幹事となる事業者が提出し、全構成員で記入すること。

エ 提出方法 郵送又はメール

※メールの場合は、送信後念のため受信確認を行うこと。

(3) 応募に係る質問事項受付期間

ア 受付期間 令和2年6月1日(月)～令和2年6月8日(月)午後5時迄

- イ 受付先 沖縄県環境部自然保護課 世界自然遺産推進室
- ウ 質問方法 E-mailとする。(様式任意)
(件名を「世界自然遺産推薦地管理運営支援業務」とすること。)
- エ 回答 質問に対する回答は随時E-mailにて行う。

(4) 企画提案書等の提出

応募申請書を提出した者は、下記の書類を作成し、郵送又は持参で提出すること。

- ア 提出期限 令和2年6月12日(金) 午後5時までに自然保護課に要必着
- イ 提出物 「6」に定める全ての書類
- ウ 提出場所 沖縄県環境部自然保護課 世界自然遺産推進室

(5) 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から疑義照会を行うことがある。

(6) 業者選定

ア 応募者が6社以上の場合は、書類審査で5社程度に選定する。その結果については、自然保護課から応募者に通知する。

イ 書類審査後、提案書の内容についてヒアリング(プレゼンテーション、質疑)を実施する。ただし、新型コロナウイルスによる感染拡大防止に向けた社会情勢によっては審査形式を変更することが有り得るものとする。

なお、その形式、期日、場所等については、別途自然保護課から通知を行う。※提案書提出の締め切りから1週間以内での実施を予定。

(7) 審査結果の通知

業者選定委員会開催後1週間以内(予定)

6 企画提案書等の仕様

(1) 企画提案書等の形式(A4判)

ア 企画提案書等については、次の様式による。

- ①企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】
- ②企画提案内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1-2】
- ③業務全体のフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】
- ④業務全体の工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】
- ⑤業務遂行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】
- ⑥会社概要・・・【様式5】
- ⑦業務実績・・・【様式6】
- ⑧見積書・・・【様式7】
- ⑨協定書(共同企業体のみ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意】

協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事

項等

- イ A4判縦長で左上ホチキス止めで、両面コピー（色摺り可）とする。
- ウ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。

(2) 企画提案書等の提出部数等

- ア 提出部数は、用紙媒体5部
- イ 提出する企画提案書は1案に限る。

(3) 企画提案書等内容

別紙の業務委託企画提案仕様書の内容を踏まえて下記事項について記すこと。

ア 基本的考え方 【様式1-2（ア～ウの内容を記載）】

本事業を実施するにあたっての基本的な考え方及び基本方針について記述すること。

イ 基本認識

沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向けた諸課題に対して、各地域の実情を踏まえ策定された、持続的観光マスタープランを念頭に、どのような形で地域を主体とした協働での推薦地域観光管理を行っていくべきかについて中長期的なビジョンも含めて記述すること。

ウ 業務提案、業務手法の概要

業務を遂行するにあたり提案内容や業務手法について記述すること。

エ 業務全体のフロー 【様式2】 ※2年間の業務を前提として記載すること

オ 業務全体の工程表 【様式3】 ※2年間の業務を前提として記載すること

カ 業務遂行体制（今回委託する業務の遂行体制） 【様式4】

(ア) 業務遂行体制図

(イ) 担当者の役割等

役割、担当者名、所属（共同企業体の場合は担当者別に所属会社名を記述）

(ウ) 専任担当者の経歴等

実務経験年数、保持資格名、行政機関等における業務実績等

キ 会社概要 【様式5】

会社名、設立年月日、資本金、年商（過去5年間）、業務内容、組織図、職員の状況（事務系職員の人数、調査・分析従事職員の人数）

ク 会社の業務実績（過去5年間に、今回の委託に類似した業務及び、沖縄県内において、国、県若しくは市町村が発注した自然環境に関する専門的な調査分析等の業務の受注実績） 【様式6】

当該業務実績に係る委託発注元の団体名、業務委託名称と業務概要、受託年度、履行期間、業務態勢について記述すること。

ケ 経費見積及び経費限度 【様式7】

令和2年度の本業務の限度額は25,267千円（消費税含む）とする。（企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。また、令和3年度の業務費は令和2年度と同程度を想定している。）

(注1) 積算の費目は、次の内容で提出すること。

- ・直接人件費
- ・直接経費（旅費、消耗品費等）
- ・一般管理費（直接人件費＋直接経費の10%を上限）

(注2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

(注3) この事業を実施するにあたっての一切の費用を見積もること。

7 評価基準、審査及び委託契約

(1) 企画提案書、実績等の評価基準

ア 基本認識

沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向けた諸課題に対して、各地域の実情を踏まえ策定された、持続的観光マスタープランを念頭に、どのような形で地域を主体とした協働の推薦地域観光管理を行っていくかについて、中長期的かつ具体的な計画が示めされているか。

イ 企画提案書の内容

(ア) 事業目的の理解度：本事業の目的を理解し的確に把握しているか

(イ) 提案内容の構成：提案内容の構成が体系的にしっかりしているか

(ウ) 提案内容の優良性：提案内容は明瞭性、具体性、妥当性、的確性、実現性を伴っているか

(エ) 実施全体計画の妥当性：全体フロー、全体工程表、実施手順・手法は妥当であるか

ウ 業務遂行体制・業務実績の評価

(ア) 業務遂行体制は適切な人員配置、対応人数となっているか

(イ) 担当者の実務経験年数、類似業務実績は十分か

(ウ) 会社の同種又は類似業務実績は十分か

(2) 企画提案書の審査

企画提案書については、「業者選定委員会」で審査（プレゼンテーション等）し、最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

(3) 結果の通知

審査結果については、環境部自然保護課から参加者に通知する。

(4) 委託契約

本事業に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約できるものとする。

8 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案をした時

(2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しなかった時

(3) 提案に関して不正行為があった時

9 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 費用の負担及び提出書類等の非返却

提出書類等の作成・提出及び業者選定委員会への出席等応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(3) 企画提案書等の非公開

提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については、公表しない。

(4) 配付資料の他目的への使用禁止

企画提案書作成のために沖縄県から提供された全ての資料等は、他に使用してはならない。